

令和 3年 12月

篠栗町議会第4回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月9日(木)～17日(金) 9日間)

| 会期  | 月  | 日  | 曜 |               | 開議時刻  | 摘 要  |
|-----|----|----|---|---------------|-------|--|
| 第1日 | 12 | 9  | 木 | 本会議           | 午前10時 | 開 会  |
|     |    |    |   |               |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採 決</li> </ul> |
| 第2日 | 12 | 10 | 金 | 考 案 日         |       |  |
| 第3日 | 12 | 11 | 土 | 休 会           |       | 閉 庁  |
| 第4日 | 12 | 12 | 日 | 休 会           |       | 閉 庁  |
| 第5日 | 12 | 13 | 月 | 本 会 議         | 午前10時 | ・一般質問  |
| 第6日 | 12 | 14 | 火 | 条 例 委 員 会     | 午前10時 | ・付託案件審査  |
| 第7日 | 12 | 15 | 水 | 予 算 特 別 委 員 会 | 午前10時 | ・付託案件審査  |
| 第8日 | 12 | 16 | 木 | 予 備 日         |       |  |
| 第9日 | 12 | 17 | 金 | 本 会 議         | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>                                       |
|     |    |    |   |               |       | 閉 会  |

# 令和3年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令3年12月9日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第64号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                       | 付託委員会         |
|----------|--|---------------|
| 65       | 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について                    | 総務建設<br>常任委員会 |
| 66       | 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について               | 総務建設<br>常任委員会 |
| 67       | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設<br>常任委員会 |
| 68       | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 69       | 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について        | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 70       | 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について               | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 71       | 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について                  | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 72       | 篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について          | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 73       | 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                 | 文教厚生<br>常任委員会 |
| 74       | 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                    | 総務建設<br>常任委員会 |
| 75       | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について                    | 予算<br>特別委員会   |
| 76       | 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について              | 予算<br>特別委員会   |
| 77       | 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について       | 予算<br>特別委員会   |
| 78       | 令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について                  | 予算<br>特別委員会   |
| 79       | 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について           | 予算<br>特別委員会   |

# 令和3年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年12月13日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

| 質問順位 | 議席番号 | 質問者   |    |
|------|------|-------|----|
| 1.   | 5番   | 古屋 宏治 | 議員 |
| 2.   | 7番   | 栗須 信治 | 議員 |
| 3.   | 4番   | 品川 静  | 議員 |
| 4.   | 12番  | 荒牧 泰範 | 議員 |
| 5.   | 1番   | 岩下 勝正 | 議員 |
| 6.   | 6番   | 田辺 弘之 | 議員 |

# 令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年12月17日(金)午前10時開議

- 第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第2, 議案の委員会付託について
- 第3, 議案第65号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第66号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第67号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第68号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第69号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第70号 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第71号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第72号 篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第73号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第74号 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第75号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第14, 議案第76号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第15, 議案第77号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第16, 議案第78号 令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第17, 議案第79号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第18, 議案第80号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

# 議案付託表

| 議案<br>番号 | 件 名                       | 付託委員会       |
|----------|---------------------------|-------------|
| 80       | 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について | 予算<br>特別委員会 |

令和3年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月9日(開会)



令和3年 第4回 定例会 会議録

日時 令和3年12月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 会議を開きますが、タブレットに議事日程が出ておりません。今、プリントをしていますので、しばらくお休みください。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、藤木高裕議員、3番、横山和輝議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から12月17日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第64号から議案第79号までの計16議案でございます。

それでは、議案第64号から議案第79号までを一括議題といたします。

町長に、一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただ今は、ssgrの部分（会議システム）だけが調子が悪くて、皆様にご不自由をおかけしておりますが、諸情勢報告と提案理由については、私のほうからご報告いたします。

提案理由をご説明する前に、少しお時間をいただきまして、最近の諸情勢についてご報告いたします。

11月17日に全国町村長大会が、岸田総理大臣、金子総務大臣をはじめ、多くの国の中枢の方々のご来賓の下に開催されました。

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、各県の会長・副会長のみの参加となりましたが、この大会において16項目の通常決議のほか、昨年来の長引くコロナ禍は、社会経済・国民生活に甚大な影響をもたらしており、早急にさらなる対策の拡充・強化が求められているが、この国難を政府・自治体、事業者、国民一丸となって乗り越えるためのこれらの対策には、「安全・安心な地域社会の再構築」の視点が不可欠であるとの「安全・安心な地域社会の再構築と地域経済の回復・再生に関する特別決議」各地で発生している大規模な地震や記録的豪雨災害から地域に暮らす人々の命と暮らしを守るための「全国的な防災・減災対策・国土強靱化の推進に関する緊急決議」を採択いたしました。

また、同日、全国町村会創立100周年記念式典が挙行され、その中で、「本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、様々な重要課題が山積する今日、我が国は、新型コロナウイルス感染症の国難に直面し、政府・自治体、そして、全ての国民が心を合わせて、この難局を乗り越えるために行動している。我々町村長は、全国町村会創立100周年にあたり、先人たちが英知を結集し、果敢な行動で幾多の困難に立ち向かってきた歴史をしっかりと胸に刻み、コロナ後社会を見据え、人の絆、地域の繋がりを大切にしながら、全国926町村の多様な価値をさらに発展させ、全国どの地域も活力に溢れ光り輝く新時代を切り拓くため、全力を尽くすことをここに誓う。以上宣言する。」と、全国町村会創立100周年宣言を採択いたしました。

今こそ、全国の町村が団結して、この困難に立ち向かわなければならないと確信したところがございます。

12月6日の第207回臨時国会における岸田内閣総理大臣の所信表明演説の中での、我が国にも大きく関わる項目は、デジタルによる地域活性化を進め、さらには、地方から国全体へボトムアップの成長を実現していくとした「デジタル田園都市国家構想」と、2050年カーボンニュートラル及び2030年の46%排出削減の実現に向け、再エネを最大限導入するための規制の見直し及びクリーンエネルギーへの大胆な投資を進めるとした「気候変動問題」であるといえます。今後、国での議論に注目してまいります。

さて、篠栗町における第3回定例会以降の動きをご報告いたします。

篠栗町におけるマイナンバーカード交付の取り組み状況をご報告いたします。篠栗町のマイナンバーカード交付率は、11月末現在42.52%、福岡県では約4

0%で、県全体の交付率を少し上回っております。

マイナンバーカードを利用することで、コンビニ交付など手続きの簡素化や時間短縮、非接触型の手続きが可能になることに加え、健康保険証や運転免許証になるなど、今後、機能の充実が予定されております。

町民の皆様は、マイナンバーカードを取得していただけるよう、今年度から住民課職員が公民館や施設に出向いて、申請の手続き「出張サービス」を始めました。

令和3年度末までに50%、政府の「令和4年度末までに全国民が保有する」という目標に向けて、全ての町民の皆様はマイナンバーカードをお届けできるよう努めてまいります。

令和3年11月6日に大字和田の一部の住居表示を実施いたしました。

今後とも地域に居住されてある住民の皆様は期待に応えられるようしっかりと説明し、ご理解をいただきながら、当初計画に沿って住居表示の実施を進めてまいります。

新型コロナワクチン接種については、2回目の集団接種は11月21日で終了し、現在は、医療機関での個別接種を行っているところでございます。また、12月中旬から始まる接種証明書のデジタル化に向けても、現在準備を進めております。

篠栗町における3回目接種の時期でございますが、2回目を接種してから8か月を経過した方を対象に、来年1月から順次接種券を送付してまいります。最初に、町内医療機関の医療従事者への接種を来年1月から、高齢者への接種を、ワクチンの供給状況を見ながら、来年2月頃から順次接種を実施していけるよう計画をし、令和4年9月末までに接種完了するよう準備を進めているところでございます。今後の集団接種会場は、オアシス篠栗を予定しております。また、既に報道されているように、今後はファイザー社とモデルナ社が二分の一ずつの供給になる見込みでございます。国において、交接種の安全性についてしっかりと国民に周知していただくよう、町村会からも要請しているところでございます。町民の皆様にもご理解をいただき、3回目の接種がスムーズにいくよう進めたいと考えております。

また、新たに5歳から11歳までを対象としたワクチン接種の準備を、開始時期等は不明でございますが、取り掛かるように国から指示を受けているところでございます。

以上、諸情勢をご報告いたしました。

それでは、本定例会に提案しております議案第64号から議案第79号までの16議案について説明をいたします。

議案第64号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、田熊裕子氏が令和3年12月15日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第65号は、「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、財産活用課の新設に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌業務を、新設する財産活用課に移管するとともに、新たに町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための改正を行うものでございます。

議案第66号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく、篠栗町空家等対策協議会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、同法第6条第1項に規定する篠栗町空家等対策計画の見直しを令和4年度に実施するための附属機関とするものであります。

議案第67号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく、篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、協議会委員の報酬及び費用弁償の額を規定するものであります。

議案第68号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町予防接種健康被害調査委員会委員の報酬額について糟屋地区内で標準化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、委員会委員の報酬額を1回につき1万3,500円とするものであります。

議案第69号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、町民の健康増進及びスポーツの振興を図るため夏休みのプール開放を行ってきましたが、近年の新型コロナウイルス感染症や熱中症への対策による安全確保が困難であることから、篠栗町町民プールの社会体育施設としての利用を中止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、放課後児童クラブ事業の運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、事業の運営に指定管理者を追加するとともに、その業務の範囲を規定するものであります。

議案第71号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立児童館の管理運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を変更するとともに、事業の運営に指定管理者を追加し、その事業の範囲を規定するものであります。

議案第72号は、「篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、予防接種の健康被害を対象に、篠栗町予防接種健康被害調査委員会を組織していましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害についても、その対象となることから、組織の拡充と専門性を高める必要があり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の人数や委員となるものの規定の改正、会議の開催方法の明確化などを規定するものであります。

議案第73号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額等の改正をする必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、出産育児一時金の基本額を40万8,000円とするものであります。

議案第74号は、「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

であります。

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条及び消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の年額報酬等を見直すにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、年額報酬を増額し、従来の出動手当を出動報酬に改めるとともに、当該報酬額も増額するものであります。

議案第75号から議案第79号までの5議案は、「令和3年度補正予算」であります。

議案第75号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であります。

本議案は、令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,197万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億166万9,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税を1,743万5,000円、国庫支出金を7,951万7,000円、県支出金を7,197万円、寄附金を120万9,000円、繰入金を1,034万6,000円、諸収入を3,049万8,000円、町債を580万円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、一般管理費といたしまして、文書管理委託料148万5,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、高齢者支援費といたしまして、県介護保険広域連合事業費配分返還金に369万5,000円を追加し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付に1億2,600万円を追加し、児童福祉総務費といたしまして、国庫補助金返還金に976万3,000円を追加、児童運営費といたしまして、国庫補助金返還金に1,103万1,000円を追加し、児童福祉振興費といたしまして、児童手当制度改正に係るシステム変更委託料に333万9,000円を追加し、子ども医療対策費といたしまして、子ども医療費等を1,393万1,000円減額し、児童育成事業費といたしまして、県費補助金返還金に1,061万4,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、5歳から11歳までの接種に係るシステム変更、クーポン券印刷等業務委託料に400万円、ワクチン保管用冷凍庫の予備電源として、蓄電池購入費に40

0万円、塵芥処理費といたしまして、粗大ごみ収集運搬費に146万7,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農村環境整備事業費といたしまして、ため池調査委託料3,850万円、林業振興費といたしまして、荒廃森林整備事業手数料973万8,000円、林道改良工事500万円を追加するものであります。

教育費におきましては、図書館費といたしまして、図書除菌機151万7,000円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、萩尾前田地区農地災害復旧工事費といたしまして、200万円を追加するものであります。

次に、繰越明許費といたしまして、完了までに期間を要するため、小葉山線林道改良工事ほか5事業につきまして、総額3,000万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業におきまして、限度額を503万4,000円増額し、行政事務包括業務委託ほか4事業におきまして、令和4年度から令和7年度に総額11億2,774万3,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとして、災害復旧事業債を80万円増額し、緊急自然災害防止対策事業債を500万円追加するものであります。

議案第76号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,298万9,000円とするものであります。

内容は、県補助金等の額の確定による返還金及び人件費の増額補正ほか、前年度繰上充用金の額確定による減額補正を行うものであります。

議案第77号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,538万2,000円とするものであります。

内容は、令和3年度末で、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計を清算



するための歳入歳出予算を計上するものであります。

議案第78号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に4万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,384万6,000円とし、収益的支出額に対し2,211万7,000円の黒字予算とするものであります。

議案第79号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、人件費補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から31万8,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,412万4,000円とし、収益的支出額に対し1,568万7,000円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 町長、申し訳ない。

質疑じゃなくて、75号の債務負担行為の追加の説明を、もう一度、ちょっとお願いしてよろしいですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 75号のどの部分。

○議員（荒牧 泰範） 債務負担行為の分です。

○町長（三浦 正） 債務負担行為の分ですね。

ちょっとお待ちください、該当の部分を出します。

もう一度読みます。

次に、債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業におきまして、限度額503万4,000円を増額し、行政事務包括業務委託ほか4事業におきまして、令和4年度から令和7年度に総額11億2,774万3,000円を追加するものであります。

とご説明いたしました。

○議長（阿部 寛治） いいですね。

では、ほかにありませんか。

ないようですので次に移ります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第64号から議案第79号までの16議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第64号は人事案件でございますので委員会への付託を省略し、本日の日程といたします。

議案第65号から議案第74号までの10議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第79号までの補正予算5議案については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

最後に、報告第11号から報告第13号については、今まで、それぞれの常任委員会で報告を受けていましたが、予算審査終了後に全員にて受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

日程第5、議案第64号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

はい、浦上課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 議案第64号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字高田621番地1

氏名 田熊裕子

生年月日 昭和29年11月4日

令和3年12月9日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

教育委員、田熊裕子氏が令和3年12月15日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしております。

ご参照ください。

なお、任期は令和3年12月16日から令和7年12月15日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットで送信したとおりでございます。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時43分

令和3年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月13日（一般質問）

令和3年 第4回 定例会 会議録

日時 令和3年12月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、6名でございます。

質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

リアルタイムでの配信を行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言の内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、古屋宏治議員。

通告数は、1問です。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。

議席番号5番、古屋宏治でございます。

本日は、「町有財産の有効活用について」質問いたします。岩下議員の質問と重なる質問となりますが、よろしくをお願いいたします。

町の土地・建物は、行政財産と普通財産に分類されると思います。行政財産については、施設の長寿命化や統合など、施設の状況に応じた対応を進めながら、多様化する町民ニーズを踏まえて、今後、数年をかけて検討されると思います。

行財政改革大綱においても、協議調整などに時間を要するものは、10年を目途に実施と計画されております。普通財産である町内の、現在、使用用途のない町有財産などは、利活用や売却も併せて検討、維持管理費の削減や売却による歳入増加を目指す計画となっております。

行財政改革大綱の計画では、「基本的な計画は、2019年から2021年までの3か年とし、原則として計画期間内に実施させることとする」と計画してありますが、このコロナ禍において、スケジュールは大幅に遅れていると思われれます。

このコロナ禍で今、アウトドアがブームとなり注目を浴び、大流行をしている一

つにキャンプがあります。連日、キャンプスタイルや施設、道具等の番組がテレビやYouTubeで流れております。

昔からある、私たちが小学校・中学校で経験したキャンプのやり方から、今では、誰にも邪魔されない自分だけの時間を自然の中で自由に過ごし楽しむソロキャンプから、何も持たずにキャンプに行き、テントの設営もない食事の準備もないグランピングや、車でキャンプ場の中まで入り荷物を遠くまで運ぶ手間が要らず車の横にテントを設営できるオートキャンプ、また、ファミリーに大人気のキャンピングカーやキャンピングトレーラーのスタイル、その他、デイキャンプ、ツーリングキャンプなど、いろいろなスタイルのキャンプがあります。

観光協会でも若杉楽園をキャンプ施設に変更し、平日も多くの方々が利用され、土曜日、日曜日、祝日には、キャンプ場に入りきれないほどの人気施設になっており、令和2年度は、コロナによる2か月の入場規制をしたにもかかわらず、実質10か月で1,221万2,500円の利用収入を上げ、2万3,867台の車がキャンプ施設内に来たそうです。

観光協会としても、次のキャンプ場施設を検討中とのことであります。

その中で、鳴淵ダムの下にある下流公園は、子どもたちの水遊び場として多くの利用がなされておりますが、「清流公園なるふち平」は、町民・町外の方に余り知られておらず、あれだけ広い公園がもったいないと感じておりました。

また、昨年、2020年8月7日に包括連携協定を結んだ福岡工業大学の社会環境学科の生徒35名による鳴淵ダム周辺の管理運営改善「篠栗町の抱える課題」にPBL問題解決型授業として、今年の春より取り組みを開始され、先日、篠栗町に対し、自分たちの考えた解決策についてプレゼンテーションを行われたそうです。そこで、「鳴淵ダム周辺の施設整備や草刈りなどに管理費用が大きいこと」「鳴淵ダムに訪れるお客さんは下流河川公園に集中している」「なるふち平公園を知らない人が多い、知名度がない」「駐車場が少ない」「渋滞で周辺住民に迷惑がかかっている」「交通の便が悪い」「公園で火器の使用や宿泊、ゴルフの練習場など、禁止された行為をする人がいる」など、多くの問題提起があり、改善の利用方法として、キャンプ場、ドッグランやアスレチック併設、アスレチック巨大遊具の設置や日本一のジップライン、サイクリング施設、公園に来た人、お遍路さんのためのカフェやキッチンカー、イベント会場、ディスクゴルフ、ビニールハウス、自治体が運営する納骨堂、法面を花畑、ダムの壁面や水面また埋立て地をライトアップ、ダムを利用したカヤック体験ツアーやサイクリングボードの設置など、多くの提案が

あり、その中でも、コロナ禍で自然志向の強まりなどからキャンプ場の提案が一番多かったようです。私も以前から7割が山に囲まれた自然あふれる財産の利活用を考えておりました。

そこで、「清流公園なるふち平」をキャンプ施設に用途を変え、有効に利用できないものかと思い質問いたします。

①「清流公園なるふち平」をキャンプ施設としての用途に変更は可能か。

②キャンプ施設として利用が可能になれば建物等の建築は可能になるのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

古屋議員がご質問されました「町有財産の有効活用を」についての答弁の前に少しお話をいたしますが、議員からもご指摘やご紹介がございました町有財産のうち、今回、ご質問の中で焦点となっております鳴淵ダム周辺の「下流河川公園」や「清流公園なるふち平」につきましては、維持管理に係る費用が年間500万円程度要していることに加え、近年のコロナ禍で町内及び都市近郊からの夏季（夏の間）における来場者の急増により、下流河川公園付近の交通誘導員の配置など、経費が新たに加わっていることから、これらの公園の有効活用と経費の縮減を目的とした施策について、包括連携協定を結んだ福岡工業大学の学生に、PBL（問題解決型授業）として取り組んでいただきました。その中のご意見を踏まえてのキャンプ施設としての利用の可能性についてのご質問でございました。

まず、2点のご質問につきましては、都市整備課長から項目ごとにお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） おはようございます。都市整備課長です。よろしくお願い致します。

それでは、「町有財産の有効活用を」についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の「清流公園なるふち平をキャンプ施設としての用途変更は可能か」につきましては、当該箇所は、篠栗町の都市計画上では、都市計画区域外に位置します。もともとこの地域におきます用途地域の指定はございません。

したがって、お尋ねのキャンプ施設としての用途に活用することは可能と判断されます。



次に、②の「キャンプ施設として利用できるようになれば建物等の建築は可能か」につきましては、建物等の建築は可能でございますが、その建物等が建築基準法上の建築物とみなされる場合、別途協議や申請等が必要となってきます。

また、その目的行為を行おうとする敷地面積の規模が1万平方メートルを超える場合につきましては、都市計画法上、県との開発協議が必要となる場合もございます。

キャンプ施設として利用する場合におきましては、施設の規模や内容、その土地における諸条件をしっかりと調査したうえで、可能性を探っていく必要があるものと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁に対する再質問ございますか。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 再質問ではないんですけど、キャンプ施設としての利用は可能ということ、また、建物も建築基準法上クリアすればということでございますので、ぜひ、私としてはキャンプ場施設にお願いしたいと思っておりますけども、そうなったときに、それがキャンプ施設であれ何であれ、水道とか、またトイレとか、いろんなそういう建物が建てば、当然、建築費とか、そういういろんな設備投資が必要になると思います。

特に今キャンプというのが流行っておりますので、この前やっていたトイレトレーラーのクラウドファンディングを、ぜひ今回も採用していただいて、そうすれば、今、こういう流行している時期にやっただけであれば、資金等は早めに集まるのではないかという思いと、クラウドファンディングになれば、全国的にPRができますので、全国的なお客さんを集められるのではないかと思います。そういう案も一つ考えていただきたいと思います。

それと、先ほど申しました、福岡工業大学の学生さんの提案書の中に「行こうと思える場所や手段をつくるのが大事」「子どもが遊べる場所があれば家族が来る」「人が集まる場所をつくるべき」という提案もあっております。

また、利用者の少ない鳴瀬ダム、また、なるふち平公園を利用して収益を生み出すということもありません。

先ほど町長の答弁で、年間500万ほどの経費がかかっているということでございましたけども、今、この収益を生み出してないこの町有財産を有効に活用していただき、少しでも収益を上げて町内外から人が集まる施設への活用を希望して、私

の質問を終わります。

○議員（荒牧 泰範） 議長。

○議長（阿部 寛治） 何でしょうか、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 進行上、一般質問ですので、あくまでも執行部の答弁を求めないと、議員からの言いつばなしというわけではいけないと思うんですが、今のところを、少し前に進めていただきたいと思います。

○議員（古屋 宏治） 失礼しました。

キャンプ場として利用できるかということについて、お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） すみません。答弁をいたしますが、今、ご質問がありました二つの項目、そして、再質問の中でお話がありましたキャンプ場、それから、ファンディングのこと等については、私どもも非常に重要であろうかと思っております。

今、頭の中で考えていることは、最低限のインフラというものを、私どもは当然整備しなければなりません、それを受けて「こういうところにこれだけの施設をしますが、どこかキャンプ場、あるいは、いろんな設備を持ってくるというような企画をされませんか」というような公募型の取り組みというのも一つ大きな可能性を持っているのではなかろうかと思っております。といいますのも、私どものところにいろんな企業さんから、先ほど古屋議員のご質問の中でのお言葉にもありましたが、グランピングについてのご提案を、多くいただくわけでございます。移動可能なホテル形式のグランピングの施設、非常に快適のようございまして、価格も1泊、家族で3万円とか4万円とかするものでも、関東地方においては、非常に利用度が高いというようなことをお聞きしております。

あるいは、私ども、観光協会のブースを新たにつくりましたトレーラー式の簡易的なホテルというものも可能性がある。

キャンプに限らず、あそこの地域をうまく有効活用するために、町が全て整えるということではなくて、民間の力をうまく利用しながら進めていくことによって、私どもの歳出をできるだけ抑えることもさることながら、いろんな収入も得られるようになるのではないだろうかと思っております。

私も福岡工業大学の学生の皆さんの最終発表の場に立会いましたが、非常にいろんな「こんな思いつきがあるのか」というようなことまでございました。

そういう面では、継続して学生の皆さんといろいろ協議をしながら、新しいアイデアも取り入れていけたらいいかなというふうに思っておりますので、今後、私ど

ももしっかりと前向きに検討してまいりますので、ご期待いただきますようにより  
しく願います。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位 2 番、栗須信治議員。

○議員（栗須 信治） 今回、2 問質問をいたします。

1 問目は、「ヤングケアラーの実態把握と支援について」お尋ねいたします。

通学や仕事をしながら家族の介護や世話をする「ヤングケアラー」について、政  
府は今年 4 月に、全国の教育現場に対する初の実態調査結果を発表いたしました。  
公立中学 2 年生の約 17 人に 1 人、公立の全日制高校 2 年生の 24 人に 1 人が「世  
話をしている家族がいる」と回答し、1 学級に 1 人から 2 人のヤングケアラーがい  
るという結果が出ております。

また、誰にも相談した経験がないのは、中学 2 年生で約 7 割、高校 2 年生は約 6  
割、「相談するほどの悩みではない」「相談しても状況が変わるとは思わない」と  
いう声が多く、生徒が負担の重さを自覚してなかったり、隠したりしている可能性  
もございます。

ヤングケアラーが介護に時間を割かれることで「宿題や勉強の時間が取れない」  
「睡眠時間を確保できない」「友達と遊ぶ時間がない」などの問題が発生します。

また、負担が過度になれば、学業や人間形成、進路などに深刻な影響が出てきま  
す。

ヤングケアラーの早期発見・支援には、気になる子どもに頻繁に声をかけ、何で  
も気軽に相談できる環境づくりが求められます。

町は、どのように実態を把握し、どのような支援をしていく考えであるか、お尋  
ねをいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 栗須議員の「ヤングケアラーの実態把握と支援は」というご質  
問にお答えいたします。

ヤングケアラーとは、ご質問の中にもございましたように、法律上の定義はあり  
ませんが、一般に「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日  
常的に行っている子ども」とされています。

栗須議員のご質問にありましたように、文部科学省が全国の公立中学校と高等学  
校の約 1 割を抽出調査した結果では、「世話をしている家族がいる」と回答した生

徒が、中学2年生の5.7%で約17人に1人、全日制高校生の4.1%、約24人に1人に及んでおります。そのうち中学生で42%、高校生で48%が「世話をしているために宿題や勉強の時間が取れない」「自分の時間が取れない」「睡眠が十分に取れない」「友人と遊ぶ時間が取れない」など、やりたくてもできないことがあると回答しております。

篠栗町の小中学校においては、このような実態調査はまだ行っておりませんが、家庭訪問や保護者面談、子どもに実施している生活アンケートなどで「家庭での過ごし方に困り事はないですか」と尋ねることで実態の把握に努めているところでございます。

また、町においては、要保護児童対策地域協議会を通して、支援が必要な子どもについて、各小中学校や関係機関と情報を共有しております。

ただし、ヤングケアラーの一般的な定義では、「本来、大人が担うような責任」とされるなど、明確な基準がないことや、中学校卒業後の子どもについて調査ができていないため、町におけるヤングケアラーの実態を把握することは難しいのが現状でございます。

そこで今後の支援として、ヤングケアラーという言葉と正しい概念を住民の皆さんに広く知っていただく啓発活動を進めることで、ヤングケアラーを生まないように注意喚起を行うとともに、これに該当すると思われる子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や、福祉事務所や児童相談所など関係機関と連携を取りながら支援してまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） ヤングケアラーの実態把握というところで、答弁に対して再質問ございますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） ただいま、答弁の中で「学校に対する実態把握のほうはまだだ」ということでしたが、今後、学校を窓口として、このような調査をするという計画はございますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） では、ただいまの栗須議員の再質問「今後の実態調査」ということについてでございます。

今回、文部科学省は、1,000校の抽出校ということで、九州においては4件の学校が抽出されているということでした。

その後、報道機関等で、この実態が報道される中で、私どもとしても、その実態

の把握というのが必要だというふうに認識しているところでございます。

今後、県のほうも、このことについて十分捉えていると思いますので、全県的な調査が行われるんじゃないかというふうに思いますが、それよりも、いろんな会議等の中で、このような状況が明らかになってくれば、小学校は高学年になるだろうと思いますが、それと中学校、高校はなかなか難しゅうございますので、その辺りの調査をですね、組織的に実施する計画をしないといけないんじゃないかという認識をしているところです。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（栗須 信治） 再質問ではございませんが、参考までに申し上げますが、群馬県の高崎市では、来年の4月から中高生のヤングケアラーがいる家族を対象に、ヘルパーを無料で派遣するという事業を開始する予定でございまして。学校を窓口にして、生徒や保護者のほか、担任の先生も利用を申し出ることができるような体制をつくっております。このようなことも参考にさせていただきたいなと思います。

ヤングケアラーにつきましては、家族のためだから当たり前というような風潮もございまして。また、ケアが本人の生きがいになっている場合もあります。そのために、きめ細かな相談体制を敷き、実態の把握をしてもらいたいと思います。

続いて、2問目の質問に入ります。

2問目は、「通級指導教室の進捗状況について」お尋ねします。

文部科学省の「平成29年度通級による指導実地調査」によれば、設置されている学校は、全国で6,051校あり、全国の約20%の学校に通級指導教室が設置されていることとなります。

また、全国で10万8,946人の小中学生が通級による指導を受けており、この人数は年々増加傾向にあることから、通級指導教室の需要が高まっていることがわかります。

通級指導教室は、周囲や子ども自身が、自分の特性を理解したり、得意な分野を生かして、苦手なことを補うための具体的な方法を学ぶことで、学習上又は生活上の困難を和らげることが目的とされております。

本町は、平成29年に開設されましたが、指導方針など進捗状況をお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を願います。

はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 「通級指導教室の進捗状況について」のご質問にお答え

します。

通級による指導は、制度化の当初から対象者が多かった言語障害に加え、平成18年度からは、LD学習障害、ADHD注意欠如・多動症等の発達障害をもつ児童生徒を対象に、個に応じた指導を行うというものでございます。

本町においては、平成29年度から篠栗小学校を拠点とした通級指導教室を開始し、福岡県特別支援教育推進プランに謳う「1人1人が輝く共生社会の実現を目指して」指導を進めているところでございます。

特別支援学級や通級による指導を必要とする子どもたちは、本町においても年々増加しており、町の教育支援委員会におきましては、小中学校の特別支援教育担当職員や、特別支援学校の職員のほか、学校医やスクールカウンセラー等、専門的な見地から、個に応じた支援が実現されるよう、適切な就学や指導内容について協議を行っております。

現在、通級指導教室は、篠栗小学校、北勢門小学校、篠栗中学校の3校に設置しているほか、勢門小学校と篠栗北中学校へは、設置校の担当教員による巡回指導を実施しており、町内全ての小中学校で通級指導を行っております。

通級指導教室では、子どもたちは、それぞれの困り感を克服するためのトレーニングを週1、2回受けております。トレーニング内容について例を挙げますと、自信をもって会話ができるための発話指導、友達とのコミュニケーションを円滑に進めるためのロールプレイングなどがございます。

小中学校5校のうち2校については、配置校の職員が未配置校を巡回して指導をしております。また、町雇用で通級指導にあたる職員を配置しております。

今後は、個別最適化された学びを充実させるためにも、県に人員確保の要請を行い、全ての小中学校において、通級指導教室が設置できるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） ただいま、答弁の中で、勢門小学校と篠栗北中学校は巡回指導という説明でございましたが、近々、ここに設置する予定はございますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） これは、その対象児童生徒が増加しているということもございますので、県のほうに、これは毎年でございますが、要求をしているところ

でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ですか。

はい。

○議員（栗須 信治） 再質問ではございませんが、先ほども申し上げましたとおり、対象になる児童生徒が増加傾向にあります。

子どもや保護者の方、また家族の方が安心して通わせることができるよう、さらに取り組みを進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 3 番、品川 静議員。

○議員（品川 静） 議席番号 4 番、品川 静でございます。

今回は、「認定から 10 年経過した森林セラピー事業の今後の在り方」について質問いたします。

篠栗町が 2009 年 3 月に森林セラピー基地の認定を受け、2010 年 9 月にグランドオープンした森林セラピーは、去年 10 周年を迎えました。10 周年記念イベントは、コロナ禍で中止となりましたが、今年、記念講演が行われました。講師の小野なぎさ先生からは、「10 年の経験をもとに、大きく変わった社会のニーズを把握し、森を活用することでどんな価値を生み出せるか。新しい挑戦を始めるべき節目ではないか」とのお話があり、森林セラピストとして、私も大変共感いたしました。

日本発祥の「森林浴」が今世界から注目されていることや、森林セラピーのように森林資源の一つである「森林空間」の利用をめぐる新たな動きがあることも知りました。

そこで、確認の意味も含めまして、森林セラピー事業について、まず、産業観光課長に、次の質問をいたします。

- ①森林セラピーの 10 年の総括。
- ②全国の基地数と全国の活動状況及び福岡県・九州地区での現状。
- ③新型コロナウイルス感染拡大の影響。
- ④篠栗の森林セラピーの現状と課題。
- ⑤認定団体である NPO 法人森林セラピーソサエティの弱体化への認識及び全国森林セラピー基地ネットワーク会議の現状。
- ⑥森林セラピーは、健康・観光・教育などの分野を関連したプログラムが可能ですが、これまで実施された森林セラピーを活用した活動はどのようなものがあ

ったか。

をお願いします。

さらにですね、コロナを経験し、今、密を避けながら楽しめるキャンプなどのアウトドアレジャーが大変人気で、新たな価値を見出した森林活用も始まっています。

今年の、その記念講演でも、岐阜県の林業家が始めた未活用な森林を自然な状態のままで貸出すという森林レンタルサービスは、17区画の募集に440件の申込みがあったということを知って驚きました。

世界に目を向けると、スイスでは、日本発祥の森林浴を取り入れた21万円の高額ツアーは、2日で売り切れたというお話もあり、このツアーで注目したのは、ストレスの治療が必要な人には無料で参加できるようにもなっていたということがありました。

森林セラピーは、森林率7割の篠栗町の、大きな資源を生かした町づくりにも繋がる事業です。これからは、森を訪れる人の健康のための活動だけではなく、新たな価値を見出し、森林のため、地域のため、住む人、関わる人のため、多面的な有益で、持続可能な取り組みに進化させる時期ではないでしょうか。森林を取り巻く環境や価値の変化を踏まえ、健康に特化した10年の森林セラピーの取り組みから、今後の事業の在り方については、町長に伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただ今は、品川静議員から「認定から10年。今後の森林セラピー事業の在り方は」についてご質問をいただきました。

まず、①から⑥までのご質問については、産業観光課長から答弁いたしまして、その後、私のほうから最後のご質問について、答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） まず初めに、1点目の森林セラピー基地認定から10年の総括についての御質問にお答えいたします。

本町は、平成21年3月に森林セラピー基地の認定を受け、平成22年9月に森林セラピー基地・篠栗としてグランドオープンいたしました。

基地認定を受けた当初は、4つのセラピーコースを設置しておりましたが、現在は6つへ増設し、多くの方が楽しめるコースになっております。



また、森の案内人の会「森の風・篠栗」は、平成23年4月に設立され、今年で10周年を迎えました。現在の会員は37人で、森林セラピーツアーのガイドのほか研修事業などを自主的に行っております。森林セラピーツアーは個人ツアーのほか、「森の風・篠栗」による主催ツアーなどがあり、新型コロナウイルス感染症の流行前までは、年間900人前後が篠栗町の森林セラピーツアーを体験していました。

次に、2点目の全国の基地数と全国の活動状況及び九州・沖縄地区、福岡県内の基地の現状についてのご質問にお答えいたします。

全国には、森林セラピー基地・ロードとして認定を受けた団体が65あり、そのうち49団体が加入している森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」では、認定団体が連携を深めるとともに、森林セラピーの全国的な普及・定着を図る活動を行っております。しかし、感染症の影響により活動が縮小しているのが現状でございます。

九州・沖縄地区は、11基地が認定を受けており、全国の他地区と比べると結び付きが強く、合同で普及事業や案内人を含めた研修事業を行っております。また、福岡県内は本町を含め4基地ございまして、毎年、合同による案内人勉強会のほか、スタンプラリーなどで積極的に森林セラピーの魅力を発信しております。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症の影響についてのご質問にお答えいたします。

緊急事態宣言が発令されている間は、ツアーガイド等の活動を自粛していた関係で参加者数は減少しております。しかし、一方で、パンフレットの請求や問合せの数は増加しています。この背景には、屋外活動は密になることもなく、また、自然免疫機能を高める森林セラピーに関心が高まっているものと思われれます。

次に、4点目の篠栗町の森林セラピーに関する現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新たなチャレンジはできていないものの、九州圏内では、本町の森林セラピー体験者数はやや多く、安定しております。

近年、メディアに出る機会が増え、入込客数は増加傾向にあります。現状といたしまして、宿泊者が減少傾向にあることに着目し、観光協会と連携し、体験メニューの充実や宿泊プランの作成を検討したいと考えております。

また、メンタルヘルス対策として企業研修を受け入れた経験ございますが、その定着を目指し、森林セラピーを取り入れた本町ならではのプログラムを提案できる

よう準備を進めてまいります。

次に、5点目のNPO法人森林セラピーソサエティの弱体化への認識及び全国森林セラピー基地ネットワーク会議の現状についてのご質問にお答えいたします。

「NPO法人森林セラピーソサエティ」は、森林セラピー基地・ロードの認定のほか、資格者の育成など各基地の活動を支援するためのNPO法人です。現在、65の団体が会員ですが、年会費に見合うだけの活動が行われていないため、脱退の意向を示している団体もございます。

森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」でも、長らく現地での会議や研修会が実施できておりませんでした。11月に中央研修会が開催されました。案内人や実務担当者が合同で研修を受け、各基地のレベル底上げが図られたところでございます。

次に、6点目の本町で実施された森林セラピーの健康・観光・教育などの分野と関連したプログラムについてのご質問にお答えします。

昨年と今年は開催しておりませんが、例年「森は日本の健康資源」をスローガンに「森林セラピーウォーキングデー」を開催しています。このウォーキングデーには参加しやすい料金を設定し、町内在住の方にも篠栗の森の魅力を改めて感じてもらえるよう取り組んでいるものでございます。

また、企業のヘルスケア研修や海外からの視察受入れのほか、林野庁の事業であります「森林セラピーとSDGsプロジェクト」の実施地域に推薦され、篠栗北中学校の生徒がワークショップと森林セラピーを体験いたしました。ほかにも、地域学習といたしまして、勢門小学校4年生が、篠栗九大の森で毎年森林セラピーツアーを行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 続けて、町長。

○町長（三浦 正） 最後のご質問は、私のほうからお答えいたします。

「今後の事業の在り方について」のご質問でございました。

そもそも「森林セラピー」とは、品川議員も私と同期の森林セラピストでございますから、よくご存じのことと思いますが、広く町民の皆様のご理解を深めるために申し上げますと、

「森林の香りや空気の清浄さ、色彩、景観などは、森林を訪れる人たちの快適性を向上させ、結果として保養効果をもたらすことが知られている。それが森林浴効果であるわけでございます。森林セラピーは、その森林浴効果をただ漠然と受け入

れるということではなくて、科学的エビデンス（証拠）に裏付けられた森林浴効果のことをいまして、森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを目指すものです。」

と、森林セラピー基地篠栗のオープン記念講演をいただいた、林野庁OBの平野秀樹さんの言葉にもございます。

私も11年前、森林セラピー事業を篠栗町の認定について議会でご審議いただく際や、町民の皆様への説明の際に、環境・観光・健康の三つの調和のとれた発展のために取り組むと申し上げ、事業がスタートいたしました。

環境も守る意識、新たな観光資源としてのマスコミを通しての外部発信につきましては大きな成果がありましたが、一方、健康を維持・増進するための町民の皆様への取り組みという点では、「森林セラピー」という言葉は、11年経過した現在においても、取り組み母体であるNPO法人森林セラピーソサエティが当初から発信し続けている、杉やヒノキが放出するフィトンチッドがナチュラルキラー細胞の働きを活性化させるといった効果の研究が、今一步進んだとはいいいがたい状況でございます。

そうしたことから、当初、NPO法人森林セラピーソサエティは全国100基地を目指す。100基地までしか認めないと宣言しておりましたが、2018年度から13年経過した現時点でも65団体にとどまっていると言わざるを得ません。

しかしながら、登録商標としての「森林セラピー基地」は色あせることなく、しっかりと対外的にアピールするポテンシャルを持ち続けていることができると思っております。そうした前提を踏まえたうえで、議員がご指摘いただいたように、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続させるうえで、山村地域の活性化は大きな課題であると言えます。

そのため、セラピー事業だけにかかわらず様々な方面で森林が有する豊かな機能を生かした新しい取り組みを検討していかなければいけない時期にあると考えております。

もちろん、ガイドとともに森に入り、ゆっくり時間を過ごすことで五感を開き、ストレスを下げる効果は、森林セラピーの最大の魅力でございますが、教育分野における幼児期や学童期における「自然とのふれあい」や「外遊び」も大変重要な要素でございます。

医療・福祉の分野でのノルディックウォークなどの森林を利用しても実施できる健康づくりをはじめ、また、全国では企業や医療保険者による森林セラピーを活用

した疾病予防の取り組みも広がりを見せています。

人生100年時代において森林をうまく活用することによって、楽しく、健康で豊かな生活を送るための事業の在り方について、10年の森林セラピーの取り組みから得たノウハウをもとに、今後研究を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、篠栗町は9月8日に「ゼロカーボンシティ」の宣言をいたしました。これは、二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、地球温暖化を回避するための2050年カーボンニュートラルに向けた新たな取り組みを進めることの宣言でございます。

7割の山々を有する篠栗町は、まさにカーボンニュートラルに向けた先進地になりうる町であると考えております。こうした篠栗町の環境全体が持つ力を大いに活用する時代になりつつあると考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁に対する再質問はありますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） それでは、幾つかお伺いしたいんですけれども、先ほど、ソサイエティと認定団体の連携ということでネットワーク会議のほうのお話がありましたが、私も今回、吉野町で開催された「森林セラピー基地ネットワーク」のほうに参加させていただいた印象で言いますと、ソサイエティからのサポートや情報提供よりも、そちらのネットワーク会議での、そこにはやっぱりやる気のあるといいですか、積極的に活動している基地が集まっていたということもあり、そちらのほうは、いろんな情報もあり参考になることもあったので、例えばなんですけれども、ソサイエティの業務をネットワーク会議のほうの事務局が担ったほうが活性化するのでは、という印象を受けたので、実際そのネットワーク会議の会長の経験もある町長に、その辺の可能性はどうかということをお伺いしたいと思います。

東京に事務局がなくても良いのでは、というところが私もありまして、そのことをお伺いしたいということと、あとは、そのエビデンスの研究がちょっと進んでないというお話がありましたが、海外では、森林浴という日本でできたものが、向こうですごく今注目されていて、エビデンスとか研究もそちらのほうが進んでいるというふうに講師の先生もおっしゃっていたので、そちらをまず取り寄せていろんな検討をしていただきたいと思いますと思っているので、その辺も可能かどうかということをお伺いしたいと思います。

最後に、課長のほうが、宿泊とか、企業研修の可能性をちょっと検討したいというお話だったんですけれども、林野庁も今、その森林サービス産業というふうに銘

打って、森林空間を利用したビジネス展開というのをすごく推進しているということがあるので、そちらのほうにモデル地域とかを募ったりとかしているの、そちらに手を挙げるとかいうことの検討はあるのか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁は町長から。

はい、どうぞ町長。

○町長（三浦 正） ただいま再質問で3点のご質問がございました。

まず1点目、森林セラピーソサエティ（NPO法人）ですが、それと全国のネットワーク会議についての関係についてお話がありました。

町政ということから、若干は広がりを持つ話ではございますが、せっきくの機会ですので、私から申し上げますと、私も全国ネットワーク会議の会長を務め、あるいは、森林セラピーソサエティの理事、それから、今は認定委員というものをやっているところでございます。

私の答弁の中で、少し触れましたが、確かに森林セラピーソサエティが当初の広がりからやや陰りを見せているというか、規模を縮小し、なかなかコストに見合った運営ができないということから、若干なりその規模が縮小した感があります。

とはいえ、今お話があったように、ネットワーク会議で、この事務局を持つということについては、なかなか今後検討を要することではなかろうかというふうには思うところでございます。

といいますのも、森林セラピーソサエティというNPO法人が認定をすることによって、この100の基地が誕生するという当初の計画によってスタートしたところでございますので、どのような組み立てにしていって、私どもの基地のために（既存の基地のために）有効に進めるようになるかということは、私もしっかりと基地を有する首長として関係の市町村長といろいろ協議をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

2月になりまして、今の会長であります吉野町長が、次の会長の奥多摩町長のところに行きますが、そのとき、ぜひとも一緒に行ってほしいということで、協議をして、そこでまたセラピーソサエティとともに、より今後の流れについて深く、そしてまた成長が図られるような取り組みにしていけたらいいかなと思っております。

また、これについては、何か進展があった場合にはご報告したいと思っております。

エビデンスの件でお話がありました。これについても、小野なぎさ先生は、私も、もう10年来の友人でございますが、前回私どもの「森の風」設立10周年記念、そして福岡県の森林セラピーにかかる案内人の会の記念講演に来ていただきました。その中で、セラピーという表現が世界的に多少ずれているというご指摘を受けました。海外の考え方からするとセラピー、すなわち「治療である」ということから、もう今は治療というよりも、大きく森林浴、新たな定義付けをした、アルファベット表記の森林浴というのが、外国の論文でも多数出てきておりまして、そういう包括された流れの中に吸収していてもいいんじゃないかという、これは小野先生の提案でございました。

ですから私どもも、この登録商標である森林セラピー基地というものを大事にしつつも、今後、余りにセラピー、セラピーということにとらわれない広く森を活用した、この環境を活用した、いろんな取り組みを進めていくべきではないかなというふうに思った次第でございます。

3番目の宿泊施設等々につきまして、これにつきましては、私も当初から篠栗町にある旅館、当時は20軒ぐらいありましたけど、今13軒ほどになりましたが、その10数年の中でこれだけ減ってきたわけでございます。

こうした旅館を上手に使いながら、セラピーに関わって、セラピーに訪れる人たちの宿泊になればということも考えていたわけですが、それについてはなかなか当初から狙った効果が表れてないというのが現状であることは否めません。1月に国有林野所在地有志会議というのが熊本でございまして、私が福岡県の代表として参りますから、そこにおいても、ただいまお話がありました林野庁の森林サービス産業としてのモデル事業についてもお問合せしたうえで、今後、何か私どもで取り組む可能性があるかどうか確認してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 再質問の答弁が終わりました。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 最後の質問をさせていただきます。

さっき、古屋議員がお話されていましたが、キャンプ場をつくるのかということの検討の中に、先ほどお話しました、林業家の方が自然のままそこを区画で分けてレンタルするというのは、結局、その人間の都合だけの開発をしない、そのまま森林にあまり負担をかけないもので収益を上げていくという試みだというふうに聞いておりますので、そういったこともお仲間にご覧いただき、期待して待ちたいと思います。

ので、その辺の開発に対して森林に負担をかけずにどう収益を上げていくかっていう検討のほうもしていただきたいと思いますが、そちらも入れていただけますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 実は、11月に福岡県広域森林組合の視察で、西栗倉村というところにあります、株式会社森の学校というところに行ってきましたが、ほかにも幾つか行ってきたんですけども、この西栗倉村という、もう鳥取県との町境にある本当に山間地域の1,500人ほどの山村で、その株式会社森の学校という会社が町内全域の森を管理しておりまして、所有者と契約を結んでおりまして、この森は今度いつ切るからね、いつ切ってこういうふうな生産品を作って、あなた方に還元するからね、というふうな契約を全部結びながら、全体管理をしているというすてきな村がございます。ぜひ皆様方も、ここに一度ご視察行っていただければありがたいなと思うんですが、そこの西栗倉村の森の学校という会社の方と、ちょっとメールで、今やり取りをしているんですが、こういう考え方については、非常に全国で注目を浴びておるし、九州にも支社をつくりたいというようなこともありまして、私は、ぜひ私どもの町の萩尾あたりにつくっていただければありがたいなというようなことで、継続的に交渉していこうと思っているところでございます。

今、ちょっと話はずれましたが、要は林業家の皆様方が一番大事にしたいと思うのは、乱開発ではなくて、林業をそのまま生かしていきながら、森を生かしていきながら、持続性のあるこの環境を保っていきつつ林業をしっかり発展させていく、その中での森林セラピーという、森林という名前がついているわけですから、そういうことであろうかと思っております。

私どもの町7割の中の6割が人工林なんですけど、そこの人工林のみならず、通常自然林も含めたところで、町部だけに視点がうつることのないように、しっかりと行政としても管理をしてまいりたいと、そしてまた、取り組みを進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。まだありますか。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

○議長（阿部 寛治） 約一時間たちましたので、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） 議員全員お揃いですので、再開いたします。

質問順位 4 番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

現在の財政状況について、町長にお尋ねいたします。

「コロナ禍における財政状況を問う」ということで、長引くウイルス蔓延により、日本中で経済の低迷が続く中、各地方自治体の財政力の格差が広がっているとの報道がありましたが、現在の町の状況をお尋ねいたします。

まず、将来に備えて基金をより多く積立てておくべきですが、現在の基金総額を教えてください。

また、他の自治体との比較のもととなる財政調整基金の標準財政規模比においては、多いところは 2 倍ほどの市などがありますが、我が町はどの程度でしょうか。

加えて、財政調整基金が計画事業やイベントがコロナによる中止で増額している自治体が増えているようですが、当町での、その額の推移とその考察をお聞かせください。

10 年前と比較すると経常収支比率が 4.9% 悪化し 96% となり、歳出において、扶助費 10 億円、物件費 7 億円、繰出金 10 億円の増額が目立ちますが、その要因を教えてください。

次に、義務的経費の公債費で、事業費が当初計画より大きく膨れた北地区産業団地開発の償還が新たに加わっておりますが、私は大きな負荷となり押し掛かってくると思いますが、起債償還計画を表にさせていただき、厳しい財政運営となる年度等があればお教えいただきたいと思います。

最後に、現在の自主財源比率とその向上策をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員からの「コロナ禍における財政状況」についてのご質問にお答えいたします。

財政問題に関してこうしたご質問いただくことは、議員ご自身への説明もさることながら、日頃から広く町民の皆様にもご理解いただきたいと思いますと考えていることですので、できるだけ具体的に答弁いたしたいと思っております。

まず、現在の基金総額を教えてくださいとのことですが、本町は、年度間の財源調整を行うための財政調整基金、町債の償還に必要な財源確保のための減債基金、将来における公共施設等整備財源に充てるための公共施設等整備基金、森林の整備



及びその促進に関する施策の財源に充てるための森林環境譲与税基金の四つの基金を設置しております。その総額は、令和2年度末で18億6,960万4,000円でございます。

次に、財政調整基金の標準財政規模比でございますが、本町では、決算の状況を踏まえ、可能な範囲での積立てを行っており、令和2年度末の財政調整基金額7億9,031万5,000円は、標準財政規模63億618万6,000円に対して、12.5%となっております。

また、財政調整基金の推移でございますが、過去5年では、平成28年度末で8億4,274万2,000円、平成29年度末で5億3,375万2,000円、平成30年度末で5億3,589万8,000円、令和元年度末で7億8,773万円、令和2年度末で7億9,031万5,000円という推移でございます。

なお、大きな増減の要因は、平成29年度には、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金の財源として、3億1,168万4,000円を取崩したことです。令和元年度には、国民健康保険給付費支払準備基金の廃止に伴い、2億5,000万円を積立てたこと等によるものでございます。その他の年度は、配当金、利息の積立てのみを行っておりますが、本年度は、昨年度の歳計剰余金から3億円を積立てるため、9月議会において補正予算を計上いたしているところでございます。財政調整基金は、年度間の財源調整を行うために使用するものでございますが、過去数年では、経常的な支出による取崩しは行っておらず、安定した財政運営が行われていると言えると思っております。

次に、経常収支比率でございますが、10年前と比較して増加額が大きい扶助費、物件費及び繰出金の増額要因についてご説明いたします。

扶助費は、町立保育園の民営化や幼児教育・保育無償化などの影響で、保育所運営費委託料が約6億5,000万円の増額になったほか、障がい者への自立支援サービス給付費が約4億円の増加で、合計10億円の増となったものでございます。

物件費は、7億円の増でございますが、そのうち約4億円は、新型コロナウイルス感染症への対応や、GIGAスクール構想の実現など臨時的な経費でございます。実質的な増加は、約3億円程度でございます。これは主に行政事務包括業務委託などの委託料が増加したものでございます。

繰出金は、10億円の増でございますが、令和2年度に篠栗北地区産業団地整備事業特別会計へ繰出したことによるものでございます。

なお、この繰出金は一過性のものでございまして、経常収支比率には影響はござ

いません。

次に、公債費における篠栗北地区産業団地整備事業関係の償還の影響でございますが、令和2年度に借入れた当該事業関係の起債の償還を含めた令和3年度の一般会計における元利償還額は、約8億2,000万円を予定しており、以降は減少する見込みとなっております。

なお、償還額のうち、当該事業に係る償還額は、令和3年度から令和7年度までは約900万円でございますが、令和8年度から約4,000万円増加しますが、それまでにその他の起債で約3億円程度償還額が減少するため、影響はさほど大きくないと考えております。

最後に、自主財源比率でございますが、令和2年度は28%で、令和元年度の40.4%から12.4ポイント減少しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症に対応するため、国庫補助金が大幅に増額した影響で、例年どおりですと40%前後になるものと考えます。

また、自主財源の向上策でございますが、篠栗北地区産業団地に進出する企業からの税収やふるさと納税の増加が考えられるところであります。

詳細は、現在策定しております中長期財政計画が完成次第、議員の皆様にも数値的にお示しした上で、町民の皆さんに公表したいと考えております。具体的には、令和3年度末、令和4年第1回定例会のときにご報告できればということで今準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） では、再質問どうぞ。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず初めに、質問中、起債償還計画表の提出を求めています。

これは、提出というのは不可能なんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 資料の提出でございますので、この場ではなくて、別の機会に持ってお渡しすることになるかと思っております。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 次に、財政調整基金が標準財政規模における比率が12.5%。これ、決して高い数字じゃないと思うんですが、これをもう少し向上させる

というお気持ちはないのでしょうか。

ただ、国としては、あまりに基金を持ち過ぎると、地方交付税減らすよとか、もう言っていることとやっていることが全然違うようなことをやられるんですが、そうすると、自分のところで持つておかないと危ないという気がするんですが、いかがお考えかをお尋ねいたしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） その標準財政規模に対して12.5%の財政調整基金ということについてのご質問でございましょうが、これについて、じゃあ何が一番適正か、あるいは、財政調整基金だけではなくて、累積した財政調整基金を含めた基金の残高のどれぐらいが適正なのかっていうことというのは、なかなか私ども自治体の長の会議の中でも議論が分かれるところでございます。

今お話のように、私どもがこの財政調整基金12.5%となっていることを胸張って言うわけではございませんけれども、懸念しているものでは決してございません。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 次に、経常収支比率ですけれども、もうここで何度も申し上げますが、昔はこの比率70～80%が望ましく、80を超えると財政の弾力性を失うぞってというのがもう既に96%。

町長といたしましては、この数値というのは、この係数の取り方自体に問題があるとお考えなのか、もしそうであるとすれば、町長会でもっと実効に合ったものに変えてくれと国に訴えるべきと思いますし、その反面、80%を切っている自治体もまた存在するのは明らかなわけございまして、どちらのお考えなのか。これがすぐわないから訂正するように町長会で働きかけるべきと思ってらっしゃるのか。それとも、80%を切るように頑張るべきじゃないか。

その辺りのお考えどちらでお持ちなのかをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） おっしゃるように、96%の私どもの財政の硬直状況といえますのは、自治体によっては80%台というのがあるということも現実としてあるわけでございますが、それぞれの構成のいわゆる勘定科目の取り方によって、大きく変わるといってもまた事実でございます。

ただ、それぞれの項目をとるのを毎年毎年変えたりしますと、恣意的に変えていくというようなことにもなりかねませんので、いろいろ項目を変えていくについて

は、十分検討したうえで、県とも協議をしながら費目を変えていくというようなこともやっていっているわけですが、連続性を持たせつつ、とにかく90%程度ぐらいまで、まず落としていくというには、何がともあれ自主財源を確保することが一番であろうかと思っておりますので、そのために今いろんな仕掛けをしているところでございますので、今後これからの10年の中で、またいろいろ変化が、好転していくんじゃないかならうかというふうに思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に、私もお尋ねしたかった、その自主財源の確保ですが、これはもう先ほど答弁の中で、ふるさと納税、これ納税というか、ふるさと寄附募りですが、そこと北地区産業団地が出ておりましたが、北地区産業団地もコロナ禍におけるその各企業が今弱体化している中で、どこまで見込めるかという非常に難しい問題でありますし、かつ、ふるさと納税に関しては、総務省が、いつ、どこで、何といただきますかわかんないような現状からしてみたら、一つの事業で10億、20億上げるとするのは、これも絶対不可能なので、先ほど来、古屋議員、品川議員がおっしゃっていた、そのキャンプ場を一日も早く開設するのと、森林セラピーに関しましては、開設するときの最初の事業の始まりのときに、来町者が宿泊していただいて、飲食していただいて、買い物していただいてというもくろみだったんですが、今見る限りほとんどもうその効果があってない。

となるとセラピー、先ほど町長おっしゃっている、この治療という言い方を僕は変えるべきと思うし、変えといて、セラピー事業で体をリフレッシュしていただいて、元々ある大事な観光資源八十八ヶ所で、心の洗浄といいましょうか、セットにして旅行者に売っていただいて、それでごまんと来るわけじゃないんですが、来てみたらよかったね、で、一定の数の方がリピートをしていただける、そういう一つひとつの事業の積み重ねを明日にでも始めないと、10年後なんていう言い方していてもまずいと思うんで、その辺り町長いかがお考えかお答えいただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員におかれては、一昨日のニコニコ動画の生中継の配信をご覧いただいたかどうかはわかりかねますが、地域おこし協力隊の溝口と私ども観光協会の、いわゆる若手の副住職でやっております法青会が、クラウドファンディングをするために、一昨日朝9時前から南蔵院に集まり、それから八十八ヶ所ランチームが全てのお堂・お寺からお砂を集め、祈願をし、そして、みほとけさんという観光、いわゆる神社仏閣等に関する観光のタレントさんとしては、かなり名の

通った人にお越しいただき、私どもの地域おこし協力隊員の溝口と一緒にずっと一日中映像を流したところでございます。私も3回ほどそれに出まして、最後に遍照院で結縁の護摩焚き法要をして終わったわけでございますが、当然のことながら私の考え方としては、いろんなご意見をこれまでいただいておりますから、言葉には気をつけなくてははいけませんけど、篠栗町のベースは今おっしゃったように霊場であると今も私も考えております。

一足飛びに10年後の話をしたわけでは決してございませんので、これから毎年毎年しっかりと、そういう取り組みも含めて、また併せて、例えば、今、既存のベントナヒルズの北側に、新たなこれはロジの施設が民間で建っておりますが、これについても想定するに2,000万円ほど固定資産税が入ってくるような状況になってくる。あるいは、高田地区の造成も、もう進み始めている。いろんな要素を加味していきながらその一つとして、先ほどふるさと寄附金についてもお話したところでございます、全てがそれに頼ってやっていきますよ、必ず自然増しますよ、ということをお願いしているつもりはございませんで、各方面でしっかりと努力してまいりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に1点。

地方自治体というのは、皆様方からいただいた税金で、いかに素晴らしいサービスを提供できるかっていうのが本来本主でございますが、ただもうこういう時勢になってきたからには、持っている財産、持っている資源、全て現金化して商売するぞ、という、商売ができる町になるべきと僕は思うんですが、その辺り、最後に町長お尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） まさにおっしゃるとおりでございます、先ほどの答弁の中でも申し上げました、カーボンニュートラルに向けた、いわゆる環境省の先進地域100に手を挙げるというところについては、その辺の意味も、ものすごくありまして、それによって私どもの町の、いわゆる町が持っている財源の外側のお金をうまく使っていきながら、平たい言い方をすると商売をするというか、例えば、いろんな計画をして、民間資本を募って、皆さん方も含めた、あるいは全国的に公募をかけていきながら資本を募って事業を行うとかいうふうなことも先ほどのなるふち平のことでも可能性があらうかと思っておりますので、できるだけ、正直なところ議員からも度々ご指摘がありましたように、北地区産業団地は自主財源を使い過ぎじゃない

かというご指摘がありましたので、それは素直に反省を含めて、今後は、外の財源をどれだけうまく使って事業ができるかということを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に行きます。

質問順位 5 番、岩下勝正議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号 1 番、岩下でございます。

本日、質問の内容でございますが、古屋議員のほうから質問がありました、なるふち平の件でございますが、その案件、ほぼほぼ一緒の内容になりますが、私のほうが若干、内容が違います。答弁につきましては、重複した項目については、答弁のほうはいただかなくても結構でございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

篠栗町の観光スポットでもある鳴淵ダムのすばらしい景観と山々の緑が四季折々のコントラストで非常に多くの方々を訪れて「篠栗はよかところが多いね」と褒めていただいております。

夏の時期には、下流の親水水路で水遊びのたくさん子どもたちが賑わい、最近では町外からもたくさんの方々遊びに来ていただいております、篠栗町の人気スポットの 1 か所でもございます。

篠栗町では、新たに役場前の観光交流案内所「3 3 9 Re」が盛況で、篠栗町の代名詞でもある四国八十八ヶ所霊場の参拝者、また、8 8 T シャツを着てハイキングに来てある方々が多く見受けられます。紅葉のシーズンでは、萩尾区、また山間部が大渋滞になるほどの人気ぶりでございます。

そこで新たに篠栗町の人気スポットとして、ダムの上にある残土処理場跡のなるふち平を有効利用してみたいかと思っております。最上段は、一部ベンチも設置してありますが清流公園らしき PR がまだまだ少ないかと思っております。

西の「カブトの森」東の「なるふち平」と言われるような町の特色を生かした施設ができるともっともっと多くの方々に楽しんでいただけるのではないのでしょうか。

一例を挙げれば、多目的施設、また、運動公園、キャンプ場、傾斜を利用した草スキー場、また、山間部の方々の憩いの場、総合的なレクリエーション施設等々、利用価値は大変あるかと思っております。あるいは、観光協会のほうに諮り、アイデアを募集していただくなど、有効利用化をぜひとも推進してまいりたいと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 岩下勝正議員からの「鳴淵ダムの有効活用について問う」というご質問にお答えいたします。

鳴淵ダムの周辺には、なるふち平やダムの堤体下の下流河川公園など、身近で自然に親しめる公園がございますが、なるふち平につきましては、位置的要因などもあり、議員もご指摘のとおり、利用者は、下流河川公園に比べ低い状況でございます。というより篠栗北地区産業団地造成工事に伴う残土処理を行った関係で、今の形に令和2年6月になったところがございます。今の形状に整ったばかりと言えるわけでございます。これから利用について検討していかなければならない段階であると考えております。

ご質問に対する答弁につきましては、都市整備課長から申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） なるふち平公園や下流河川公園の有効活用と経費の縮減を目的とした施策につきましては、本町と包括連携協定を行っております福岡工業大学にPBL、いわゆる問題解決型授業として提案を依頼しました。

本年4月に学生に対し、これらの公園の現状と問題提起を行い、学生は現地へ何度も赴き実際に歩いて利用者へのアンケートを行うなど、いろんな方法を駆使しながら、7月には学生からの中間報告を受けました。

さらに、意見交換を積み重ね、10月4日に同大学において、町長並びに中間報告から参加協力いただきました篠栗町観光協会、そして都市整備課職員出席の下、最終発表を行っていただきました。

先ほどの古屋議員のご質問の際の内容と重なりますが、中間・最終発表におきまして、公園内へのグランピングを含めたキャンプ施設やカフェ、遊具やアスレチックなどの施設の設置。ダムやその周辺環境を利用したサイクリングやカヤック・工作教室などの体験型イベントを、またダムのライトアップによるイメージアップや、来場者のための駐車場や交通機関としてのシャトルバスの運行、筑前山手駅のさらなるイメージアップなど、整備による来場者の向上を図るとともに、利用料金収入によって公園の運営などを行う、様々な提案をいただいております。

現在、福岡工業大学生の提案内容も計画の参考としながら、本町の産業観光課と都市整備課、観光協会において事業内容を具体化するための協議を進めているとこ

ろでございます。

今後、議員の質問内容もでございます、キャンプ場、レジャーやスポーツ・レクリエーション施設などを視野に、事業の採算性、PRの方法などについても考慮しながら、実現へ向けた検討を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁について、再質問はございますか。

はい、岩下議員。

○議員（岩下 勝正） 再質問ではございませんが、前向きに検討をしていただくということを承知しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位6番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺弘之でございます。

今回、この質問をいたしますけれども、この間の臨時会で健康課より、篠栗町ではワクチン接種が、65歳以上の2回目が95%ぐらい、12歳以上でも85%と、全国平均また福岡平均を上回る接種率となっており、執行部、とりわけ健康課は非常に大変な中、これからまた3回目また12歳未満の接種が始まる中、こういう質問をしますけれども、大切なことですので、どうか健康課長の健康も心配して、質問いたします。よろしくをお願いします。

今回の質問は、「子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種情報の周知を」ということで質問させていただきます。

子宮頸がんは、子宮の出口付近にできるがんで、そのほとんどはHPV（ヒトパピローマウイルス）と呼ばれるウイルスに持続的に感染することで発症いたします。

日本では、20代から40代を中心に患者数が増えており、厚生労働省によると、毎年1万1,000人ほどの女性が子宮頸がんになり、およそ2,800人が亡くなっております。

ヒトパピローマウイルス、ちょっと長いので、これから先はHPVと略します。HPVは、女性の50%以上が生涯で1度は感染すると推定されていて、主に性交渉によって感染するため、予防のためには性交渉を経験する前にワクチンを接種することが最も有効だといえます。

小学6年生から高校1年生の女子を対象に、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンが、平成25年4月に予防接種法に基づき定期接種化されましたが、その2か月後の、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討



部会、また、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」という方針が示されました。

この篠栗町においても積極的な勧奨が控えられた状況でしたが、その一方で、全国的に若い女性の子宮頸がん発症、また死亡率の増加が見られました。

この状況を深慮し、先月11月12日に第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で子宮頸がんワクチン接種の積極勧奨再開を再開することが決定され、26日には自治体に通知されました。

がん検診とともにHPVワクチン接種は、子宮頸がんの予防法として挙げられ、定期接種として位置づけられることには変更はなく、公費助成による接種は、現在も奨励していないときも継続されておりますが、その情報を知らずに定期接種の対象期間が過ぎ、子宮頸がんの早期発見、また早期治療の機会を逃すことがないように情報提供を行うことが重要であると考え、以下のとおり質問いたします。

- ①HPVワクチン定期接種対象者数と接種率は。
- ②町が積極的な接種の勧奨を差し控えている期間に、その機会や権利を知らずに接種できなかった町民に対する救済処置を考えているのか。
- ③子宮頸がん検診率、また、HPV検査の受診率は。
- ④現在のHPVワクチン接種対象者に対する周知方法は。  
また、その効果と課題はどうなっているのか。
- ⑤HPVワクチン接種は、新型コロナワクチン接種と同様に受ける権利と副反応を考慮し受けない権利もあります。篠栗町の「町民の命を守るささぐりづくり」条例が制定されましたが、命を守るという視点から今回の積極的勧奨接種をどうとらえるのか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 田辺議員の「子宮頸がん予防HPVワクチン接種情報の周知を」に関するご質問についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種につきましては、ご質問の中でこれまでの経過について詳しくご説明いただきましたように、国の判断が二転三転した経緯もございまして、

篠栗町においてもワクチン接種を勧奨した時期もある一方、副反応に対する懸念から接種の勧奨を控えるようにとの国の方針に基づき周知を控えた時期もございました。

このような経緯を踏まえて、5点のご質問を受けましたので、健康課長から5点の項目につきまして答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、栗原健康課長。

○健康課長（栗原 俊孝） それでは、よろしく申し上げます。

まず、1番目の「HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種対象者数と接種率は」というご質問ですが、定期接種対象者数につきましては、小学校6年生から高校1年生の女子が対象でありまして、篠栗町における対象者数は、令和3年10月1日現在で985人、定期接種となりました平成25年で1,014人と、ほとんど対象者数は変わりありません。

また、接種率につきましては、令和3年度で見ますと、10月現在の1回目接種者数は51名ですので、5.18%となります。

ちなみに、これまでの接種者数ですが、平成25年度4名、26年度から27年度は0名、28年度は1名、29年度は0名、30年度は1名、令和元年度は8名、令和2年度は28名、そして3年度は51名と徐々に増えてきております。

2番目の「町が積極的な接種の勧奨を差し控えている期間に、その機会や権利を知らずに接種できなかった町民に対する救済措置を考えているか」とのご質問ですが、令和3年11月26日付の厚労省からの通知によりますと「積極的な勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方への対応については、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や期間等についての議論を開始されたところであり、今後、方針が決定し次第、速やかに周知する」とあっております。

当町におきましては、本来対象者から外れています、高校2年生相当の女子に対しまして、新型コロナウイルス感染症による特例措置のための予防接種期間延長の案内と子宮頸がんワクチンパンフレットを送付しまして、接種のご案内をしているところでございます。

次に、3番目の「子宮頸がん検診率、HPV検査受診率」についてでございますが、当町における子宮頸がん検診受診率の推移としまして、平成30年度10.7%、令和元年度10.4%、令和2年度9.4%、この数値は職域の受診者は含んでおらず、町の検診受診者のみの数値で、対象年齢を20歳から69歳までの偶数

年齢の方が対象となっておりますので、2年に1回の検診であり、受診率には2年連続の受診者は含まれておりません。

なお、HPV検査は、国の指針には入っておりませんので、未実施でございます。

4番目の「現在のHPVワクチン接種対象者に対する周知方法は。また、その効果と課題は」というご質問ですが、先ほどご説明いたしました11月26日の通知では、HPVワクチンの個別勧奨について、「市町村長は、接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、基本的に令和4年4月から順次実施すること」となっております。

当町では現在のところ、小中学校を通じまして、チラシや子宮頸がんワクチンのパンフレットを配布し、接種希望者には、ワクチンの有効性や安全性を確認のうえ、医療機関に相談していただくように周知をしているところでございます。

最後に、5番目の「HPVワクチン接種は、新型コロナワクチン接種と同様に受ける権利と副反応を考慮し受けない権利もある。町民の命を守るささぐりづくり条例が制定されたが、命を守るという視点から今回の積極的勧奨接種をどうとらえているか」というご質問ですが、議員がご質問でおっしゃいましたように、子宮頸がんの罹患者は年間約1万人以上もおられ、年間約2,700人の方がお亡くなりになっております。このような多くの方の命を守るためにも、国の指針に従いながら、対象者の皆様へは、これまで以上に周知を行うとともに、20歳以上の方に関しましては、子宮頸がん検診の必要性について、啓発・受診勧奨を行い、子宮頸がんの発症を食い止めることができますように、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁に対するの再質問は。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 対象者等、年間1,000人ぐらいいらっしゃるようですが、やっぱり、副反応がものすごく問題になっているときには0人とかいうことで、非常に少なくなって、また、これ見たら、近頃はだんだん増えてきて51名と、全体的に日本の平均が0.8%で、5.18%と言われましたけれども、かなり増えてきているというのは、全体的にこういうHPVをやらなくちゃいけないと。

世界で考えるとイギリスが大体85%、オーストラリアが80%ということで、このワクチンで防げる病気というのは、子宮頸がんとB型肝炎ですね、天然痘はもう終わりました。

だから、SDGsでもこの2030年までにこの接種率を、全くしてないところ

もありますので、少ないところもありますので、30%までやっていこうということで、オーストラリアなんか、もうゼロを目指してやっているところがございます。

ちょっと今聞いたんですけれども、25年からと話したんですけれども、実はうちの娘も受けていまして、この前の年ですね、娘たちに話し聞くと、クラス全体、結構受けた、という話をして、平成25年度、5名ですけれども、その前の資料というのはいないのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） わかりますか。

はい、課長。

○健康課長（栗原 俊孝） 議員がおっしゃっています、平成25年以前の分に関しましては、定期接種となる平成25年、その以前に子宮頸がんと小児用の肺炎球菌、それとヒブワクチンの三種のワクチンの接種につきましては、厚労省のほうから「公費負担によって進めなさい」というところで、2年間あっております。

篠栗町にしましても、対象者と保護者を集めまして説明会等を行いました。その結果ちょっと増えまして、平成23年では655人、平成24年では159人というふうに、現在でもすごく大きな人数になっております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今、聞きましたが、やっぱり周りで積極的にやろうというようになれば、これだけ人が増えるという、そのギャップがすごいと思うんですね。

ところで、無償化で今でもやると思うんですけれども、ワクチンには2価と4価と9価ワクチンがあって、9価ワクチンに関しましては、イギリスなんか男性も受けます。皆さんご存じないかもしれないけど、男性が受けるってちょっとおかしな感じがすると思うんですけれども、男性の場合は、のどの咽頭がんと肛門がんとかがHPVが発生するというので、このHPVウイルスというのは、100種類ぐらいあるそうです。そのうちの子宮頸がんに関するもので2つ主に。その周辺の2つ。けれど今は9価ということ、これもかなり前から入っていたんですけれども、なかなか認可が下りずに、今年のコロナ接種と新型ワクチンの接種ということで認められて、やっところさ、これがかなったということで、9価ワクチンは自分で打たなくちゃいけないんですけれども、これ9万円ぐらい掛かるそうですね。

篠栗町で今、無償で打てるのは、2価と4価あるんですけれども、どちらのワクチンを打てるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○健康課長（栗原 俊孝） 今、町内の医療機関で打てるのは、2価と4価それぞれ打てます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） それぞれというのは、そのお医者さんがということですか。

はい、わかりました。

知らない間に、やっぱり打てなくて、子宮頸がんにかかるとか、そういう部分もあると思いますので、今ご答弁のとおり、令和4年の4月、来年の4月から本格的にやっぱり国のほうも指針を出すと思いますので、どうかよろしくお願いします。

また、HPV検診はやっていないと、多分子宮がんの検診は、そこに車が来てやると思うんですけども、HPVの検診というのは、子宮がんにかかったかもしれないという方が、もう1回検診するので、お医者さんに行って、その把握なんかは、ちょっと難しいんでしょうかね。

○議長（阿部 寛治） わかりますか。

はい、どうぞ。

○健康課長（栗原 俊孝） その把握っていうのは、ちょっとやっぱり子宮頸がんに関してちょっと難しいところがございます。

やっぱりちょっと女性特有のものでございますので。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） はい、わかりました。

また、今さっき800何人とか、100何人とかいうのは、やっぱりちゃんと周知すれば、それを正しく受け入れるということで、4番目の周知方法とかなんですけども、これに対して今すぐじゃないんですけども、準備しながらホームページとか広報、そしてLINEなんか、非常にワクチンのことでも最新の情報がポツポツときますから、わかりやすいというか、そういう正しい理解のために、よろしくお願いします。

また、ちょっと持ってきたんですけども、こうやって厚労省なんかは保護者の方にとか、また産婦人科学会とか、これを出していますので、こういうところに飛べるようにリンクを貼ってもらうとか、そういうこともお願いしたいと思います。

実はですね、この子宮頸がんどのくらい亡くなったかということで、私、福岡県保健統計年報より全部引っ張り出してきて、つくったんですよ。子宮頸がんというのじゃなくて、子宮という項目ですので、子宮頸がんとうつがんは違います。

子宮がんも入っていると思うんですけれども、これですね、大体平均すると年に2人ほど亡くなっているんですね、ずっと。最高6人のときも、ゼロのときもありますけれども、平均すると2人。子宮頸がんというのは、女性は生涯において73人に1人かかると。今の1,000人とかいう数になると1学年につき200人、73になると3。子宮頸がんで亡くなる率っていうのは、この子宮頸がんに罹った分の大体約3割が亡くなるということで、これ、ちょうど割るとやっぱり年間1名ぐらいは、この子宮頸がんで亡くなるということなんですね。

やっぱり、そうやって考えると、しっかりとこの周知をするということは、篠栗の町民の命を守るということに関して、しっかりとこの周知をすることが大切であり、また、反対に、何で今までここまで止まっていたかということ、非常に副反応で苦しまれた方とか、福岡に関しましては、北九州の方が会長でやられています。そういうことも含めて、全部、例えば、相談窓口を健康課でちゃんと対処してくれるとか、聞きに行くこともしてくれるとかいう体制もとることはできるでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○健康課長（栗原 俊孝） 現在はですね、うちの健康課のほうで、既に相談窓口等やっておりますので、今後またHPVの子宮頸がんワクチンにつきましても、来年の4月からの実施ですので、相談事にはきちんと保健師を通して説明していきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 答弁に対しての再質問。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 再質問というか最後なんですけれども、やっぱり4月になるとちゃんといろいろ出てきますので、そこはきちっと分かるように周知をしていただいて、1人でも、命を救えるワクチンですので、どうか命を守るということでもよろしく願いいたします。

これをもって、以上です。ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

散会 午前11時57分

令和3年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月17日 (採決)

令和3年 第4回 定例会 会議録

日時 令和3年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 岩 下 勝 正 | 2番  | 藤 木 高 裕   | 3番  | 横 山 和 輝   |
| 4番  | 品 川 静   | 5番  | 古 屋 宏 治   | 6番  | 田 辺 弘 之   |
| 7番  | 栗 須 信 治 | 8番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 9番  | 今 長 谷 武 和 |
| 10番 | 阿 部 寛 治 | 11番 | 松 田 國 守   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長             | 三 浦 正     | 副 町 長       | 大 塚 哲 雄 |
| 教 育 長           | 太 郎 良 順 一 | 総 務 課 長     | 田 村 明 広 |
| 財 政 課 長         | 藤 忠 文     | 会 計 課 長     | 野 寄 勇   |
| まちづくり課長         | 熊 谷 重 幸   | 税 務 課 長     | 進 藤 功 次 |
| 収 納 課 長         | 花 田 篤     | 住 民 課 長     | 有 隅 哲 哉 |
| 健 康 課 長         | 栗 原 俊 孝   | 福 祉 課 長     | 平 山 智 久 |
| 産 業 観 光 課 長     | 松 熊 大     | 都 市 整 備 課 長 | 堀 雅 仁   |
| 上 下 水 道 課 長     | 城 戸 勝 範   | 学 校 教 育 課 長 | 浦 上 利 浩 |
| こ ども 育 成 課 長    | 松 岡 秀 策   | 社 会 教 育 課 長 | 藤 幸 三   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 水 江 靖 浩   |             |         |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 生 野 崇 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |



開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月13日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から追加議案として、議案第80号が提出されております。

それでは、町長に議案第80号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、提案しております追加議案、1議案について説明をいたします。

議案第80号は「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、岸田総理大臣が、12月13日の衆議院予算委員会で、クーポンにこだわらず現金で給付することを容認する考えを示したことを受けて、本町におきましては、令和3年第4回臨時会で議決をいただきました現金5万円の給付に、さらに5万円を追加し、給付金全額10万円を一括で年内に現金給付することといたしました。

本議案は、その追加給付分に係る補正予算でございます。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ3億1,052万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,219万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を3億1,052万6,000円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、民生費におきまして、子育て世帯への臨時特別給付

費といたしまして、給付にかかる郵送料等 5 2 万 6, 0 0 0 円、子育て世帯への臨時特別給付金 3 億 1, 0 0 0 万円を追加するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありますか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 2、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日、上程されました議案第 8 0 号は、議案付託表のとおり「議長を除く 1 1 人で構成する予算特別委員会」に付託したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止いたします。

これより、引き続き、予算特別委員会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。

休止 午前 1 0 時 0 4 分

再開 午前 1 0 時 1 6 分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

日程第 3、議案第 6 5 号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 6 5 号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、財産活用課の新設に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌事務を新設する財産活用課に移管するとともに、新たに町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための改正を行うものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会におきまして、「新たに課をつくる必要があるのか」「何人の人員が増すのか」また「費用がどれくらい上がるのか」という質問が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

では、反対討論からどうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私は本案については、建築関係の専門官をじっくり育てたいとの意向であることには賛成する意味で、所管の委員会では賛成いたしました。その後、じっくりと考えた結果、本案には反対せざるを得ないと思った次第でございます。

確かに、建築の専門官を育てることには賛成いたします。しかし、そのために財政が逼迫している状況下において、いきなり多額の費用を使い、課を新設する必要はないと思った次第でございます。

課を新設することなく、しかも、職員数を増やすことなく専門職を育てることができると思います。また、それを実現することが町長の役目ではないでしょうか、と、そう思います。

いずれにしても無駄な投資にならないよう、もっと議論を深める必要があると考え、現時点において本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） では、賛成討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、空家対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく篠栗町空家等対策協議会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、篠栗町空家対策協議会を新たに追加するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

なお、委員会におきまして、「町の附属機関として設置する協議会に、町長は入るのか」という質問がございました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第67号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、空家対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額の規定を新たに追加するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第68号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町予防接種健康被害調査委員会委員の報酬額について、糟屋地区内で標準化を図るため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求め

られたものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の報酬を、1回につき2万円を1万3,500円に変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、町民の健康増進及びスポーツの振興を図るため夏休みのプール開放を行ってまいりましたが、近年の新型コロナウイルス感染症や熱中症への対策による安全確保が困難であることから、篠栗町町民プールの社会体育施設としての利用を中止するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例中、篠栗町町民プールに関する事項を削除するものであります。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、放課後児童クラブ事業の運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、事業の運営に指定管理者を追加するとともに、その業務の範囲を規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

委員会の中では、「業務委託から指定管理制度になぜ変えるのか」という質問がございました。「現状の業務委託では、新たな取り組みを行う際、予算の計上、要綱や規則の整備が必要となり時間を要する。指定管理にすることで事業者が独自に事業を行うことができ、様々なサービスを迅速に提供できる。今まで職員が行って

きた負担金の徴収、光熱費の毎月の会計処理、補修や修繕業務を指定管理者が行うようになり、職員がほかの業務や住民サービスに注力できるようになる」との回答がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

反対討論からどうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

本議案は、児童館運営に指定管理者制度を導入するための議案でございますが、町としてのメリットを全く見出せないため反対いたします。

所管の委員会ではございませんので、詳細がわからない点もありますが、現在、町はエフコープと包括連携協定を締結し、児童館の人材派遣など業務委託をしております。

ですから、もし今の体制に不都合があるとするならば、改善すれば済むことですし、あえて、指定管理者制度を導入する意図を全く理解することができません。

また、町の負担も、今以上になるかと危惧しております。

そもそも、命を守る条例を制定して日が浅い中、その一環として児童館の日曜一時預かり保育を始めたにもかかわらず、指定管理者制度に移行すれば、町民の方から、町は無責任ではないか、そういった謗りを受ける恐れがあります。

私は、命を守る条例に賛成した議員として、本議案には賛成できません。

町が責任を持って児童館に対処すべきと考え、この議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。



(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立児童館の管理運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を変更するとともに、事業の運営に指定管理者を追加し、その範囲を規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 2 号篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、予防接種の健康被害を対象に篠栗町予防接種健康被害調査委員会を組織していたが、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる健康被害についても対象になることから、組織の充実と専門性を高める必要があり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の人数や委員となるものの規定の改正、会議の開催方法の明確化などを規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 7 3 号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 3 号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、出産育児一時金の基本額40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものであります。

この条例については、令和4年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第74号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第74号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条及び消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の年額報酬等を見直すにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、年額報酬を増額し、従来の出動手当を出動報酬に改めるとともに、当該報酬額も増額するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

なお、委員会におきまして、「出動手当について、災害時8,000円、訓練時3,000円となっているが、これは一律で良いのではないか」という質疑が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第75号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第75号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は、既定の予定総額から歳入歳出それぞれ2億1,197万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ116億166万9,000円とするものであります。

主な歳出では、総務費において148万5,000円

民生費において1億5,051万1,000円

衛生費において946万7,000円

農林水産業費において5,323万8,000円

教育費において151万7,000円

災害復旧費において200万円  
を増額補正するものです。

主な歳入では、地方交付税1,743万5,000円  
国庫支出金7,951万7,000円  
県支出金7,197万円  
寄附金120万9,000円  
繰入金1,034万6,000円  
諸収入3,049万8,000円  
町債580万円

を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第76号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第76号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて」本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,298万9,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和2年度分の精算に伴い、県交付金の額が確定したことによる返還金の増額補正、また前年度繰上充用金の額の確定による不用額の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第77号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第77号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の予算に、歳入歳出それぞれ908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,538万2,000円とするもので、補正予算の内容は、令和3年度末で篠

栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計を清算するための歳入歳出予算を計上するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第78号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第78号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出4万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,384万6,000円とし、収益的支出額に対し2,211万7,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第79号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第79号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出31万8,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,412万4,000円とし、収益的支出額に対し1,568万7,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において人件費の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億1,052万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,219万5,000円とするものであります。

歳出では、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付費に伴う消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費に52万6,000円、子育て世代への臨時特別給付金に3億1,000万円を補正するものであります。

歳入では、国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費等補助金に3億1,052万6,000円を補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら、許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和3年第4回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会委員の任命について」の人事案件1件、「篠栗町課設置条例

の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案10件、「一般会計補正予算（第8号）」をはじめ、令和3年度補正予算5件、本日、追加提案をいたしました、子育て世帯への臨時特別給付金10万円の年内一括給付のための議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」の上程いたしました17議案全てにつきまして、可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

条例審査におきまして、議案第65号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、財産活用課の新設に伴い、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌事務を新設する財産活用課に移管するとともに、新たな町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための条例改正案でございました。

また、議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、児童館運営における指定管理者制度への移行を進めるための条例整備でございました。

今回の条例改正により、令和4年度からの新たな事務・事業体制の準備をしっかりと行い、新年度において町民の皆様へ、よりご納得いただける体制にすることが可能となりました。どうもありがとうございました。

今回の一般質問では、6人の議員の皆様がそれぞれ大変重要な課題についてご質問いただきました。

「町有財産の有効活用を」という趣旨でお二人から、昨年度整備が完了した「なるふち平・ダム清流公園」の活用についてご提案をいただきましたが、この地域の観光資源としての可能性を観光協会と十分協議しながら、新たな観光スポットにできるよう努力してまいります。

また、「認定から10年を経過した森林セラピー事業の在り方」についてのご質問をいただきました。今後は、登録商標である「森林セラピー基地篠栗」というネームバリューを活かしつつ、180年以上の歴史を持つお遍路の町、篠栗の歴史を再確認して新たな観光産業を模索する必要があると考えます。

「ヤングケアラーの実態把握と支援」「通級指導教室の進捗状況」「子宮頸がん予防ワクチンの接種状況の周知」など、次世代を担う子どもから若い世代を取り巻く課題についても数々のご提案をいただきました。こうしたご意見を踏まえて、篠栗町の宝である若い世代が、将来も安心して生活できるよう様々な取り組みを推進してまいりたいと考えます。

また、「コロナ禍における財政状況」についてのご質問をいただきましたが、国

における新型コロナ感染対策のための数十兆円規模の臨時の財政出動によって、日本では、新型コロナ感染状況はここまでを抑えられていることができていると感じております。今後、日常の経済活動が戻ったときに想定される、市町村や個人に対する国の財政支援の縮小がどの程度になるかという点が気になるところでございますが、そうした場合にしっかりと自主財源を活用し、住民の福祉の充実を維持できるよう、これからさらに財政力を高めていかなければならないと考えております。篠栗町における大変重要な課題でございますので、引き続き、議会での議論を深めてまいりたいと思っております。

また、本日は、「子育て世帯への臨時特別給付金」の年内一括10万円現金給付に向けた補正予算を可決いただきました。所定の事務手続を行ったうえで、12月23日には給付できることとなります。どうもありがとうございました。

来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第6次篠栗町総合計画『篠栗みんなの羅針盤』」そして、「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に向けての一つひとつの計画を着実に推進すべく努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続き、ご指導・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあと2週間でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますように祈念申し上げ、また、オミクロン株の感染拡大がこれ以上広がらないことを祈りながら、篠栗町議会令和3年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間ご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、令和3年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---